

介護保険料を改正します

■問合せ 健康福祉課 ☎74-3001

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に、平成12年度から創設された制度です。65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直され、洞爺湖町にかかる介護サービス費用の総額見込みに基づき一人当たりの介護保険料を算出します。

これまでの介護給付実績や、介護保険施設の整備状況、高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加等を踏まえ、平成27年度から29年度までの3年間、65歳以上の方の介護保険料を改正することになりました。



第6期（平成27年度～29年度）の所得段階別の保険料

基準額 4,500円/月額

段階	対象者	月額保険料	年額保険料	
第1段階	生活保護を受給している方			
	世帯全員が住民税非課税で	老齢福祉年金を受けている方	2,025円	24,300円
前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方				
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円超 120万円以下の方	2,834円	34,000円
第3段階		120万円超の方	3,375円	40,500円
第4段階	世帯の誰かが住民税が課税されており、本人は非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円以下の方	3,734円	44,800円
第5段階		80万円超の方	4,500円	54,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	5,625円	67,500円
第7段階		120万円以上 190万円未満の方	5,850円	70,200円
第8段階		190万円以上 290万円未満の方	6,884円	82,600円
第9段階		290万円以上の方	7,650円	91,800円

※第1段階の月額保険料は本来月額2,250円ですが、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。

介護保険料を滞納すると・・・

介護保険料を滞納すると介護保険法により滞納処分や給付制限措置（サービス提供の制限）が決められています。

①1年以上保険料を滞納した場合（保険給付の償還払い）

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の9割が払い戻される「償還払い」になります。

②1年6カ月以上滞納した場合（保険給付の一時差し止め）

1年以上滞納した場合と同様に、いったん全額自己負担になります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付（費用の9割）が支払われない（差し止め）こととなります。

③2年以上滞納した場合

介護保険料は納期限から2年以上過ぎると、時効となり保険料を納めることができません。時効になった保険料の未納期間に応じて利用者負担が1割から3割になります。高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

65歳以上の皆さんへ

平成27年度 介護保険料のお知らせを送付します。

介護保険料は、住民税（前年中の所得）などを基に算定しますが、住民税（前年中の所得）などが確定するのが6月上旬頃となりますので、4月に通知する保険料は、平成26年度の住民税（平成25年中の所得）などをもとに算定した仮算定・仮徴収の金額です。

7月上旬頃に平成27年度の住民税（平成26年中の所得）などをもとに、再度算定し直した保険料について改めてお知らせします。（これを「本算定」といいます）本算定以降は、決定した年間保険料額から仮算定・仮徴収の金額を差し引いた額を、残りの給付額（期別）に割り振ります。

